

資料14 風水害時タイムライン

●前提条件

- ・ 区と事業者は、災害が発生した場合の対応について、公園の管理運営等に係る委託契約とは別に協力協定（以下、「災害時協力協定」という。）を締結し、この協定において、災害時対応に使用する公園施設の範囲や双方の役割等を定めるものとします。
- ・ 災害時協力協定は、概ね次の内容とすることとし、詳細については、事業者決定後、両者協議のうえ定めるものとします。また、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害でかつ、同法第23条の2第8項の規定に基づき、世田谷区災害対策本部を設置した場合をいいます。
 - 1 区と事業者はあらかじめ協議により災害時対応のタイムラインを作成し、発災時に両者はこれに基づき行動をすること。
 - 2 区と事業者は定期的に合同による図上訓練や実動訓練を行うこと。
 - 3 事業者の職員が災害時協力協定に基づく業務に従事したことにより死亡、負傷、病気が発生し、当該損害が災対基本法に規定する応急措置の活動に従事したものと認められる場合、区は条例に基づきその損害を補償すること。
 - 4 協力協定に基づき、公園施設を災害時対応で使用した場合、区は次の費用について負担すること。
 - （１） 災害時対応のために委託契約で定める公園の管理運営業務が履行できない期間が生じた場合は、この不履行期間中において、本来の業務が履行されれば支払われる予定であった委託料に相当する費用
 - （２） 利用料金制をとる施設について、災害時対応のために区民利用を休止した場合、本来であればこの休止期間に得られたと想定される利用料金収入に相当する費用
 - 5 その他、災害時協力協定に基づく災害対応に起因し、経費負担又は営業利益の損失が発生した場合においては、経費の負担者及びその額並びに損失の補償について、法令等の定めがある場合を除き、その都度、両者協議して定めること。

風水害		3日前	2日前	前日	当日	翌日	3日後
事業者	全体	●台風情報の収集 ●施設予約状況の確認、イベント中止の告知 ●水害避難者の受入準備			●避難者の受入協力	●区と協議し施設運営の可否決定 ●施設の被害状況の確認・報告	
	地下駐車場			●駐車場受け入れ準備			
	アリーナ			●必要に応じ物資の供給準備			
区災対本部	全体	●災害対策本部設置 ●備蓄物資確認	●随時情報収集		●避難者の有無確認	●区内被害状況の確認。被害がある場合は被害への対応 (被害がない場合は、災害対策本部解散)	
区災対物資管理部					●必要に応じ物資の供給準備		

豪雨

※本豪雨タイムラインは、区の災害対策本部の設置に関わらず、豪雨等により施設の利用中止や、利用者の一時的な受け入れ等の発生が予想される場合の想定として示す

		前兆	降雨	15分	30分	1時間
事業者	全体	●雷雨情報の収集 ●施設予約状況の確認		●区と協議し施設運営の継続可否 ●公園内の状況把握 ●施設周辺の状況把握		●施設の被害状況の確認・報告 ●公園内の状況把握
	エントランス		●利用者の一時的な受入			
	アリーナ		●利用者の安全確保			
区災対本部	全体					
区災対物資管理部						